

公告第 11 号
令和 8 年 2 月 17 日

次のとおり一般競争入札に付する。

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大 西 一 史

1 業務委託の内容

- (1) 件 名 令和 8 年度健診受診率向上対策用ポスター及びリーフレットの作成等業務
- (2) 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 17 日まで
- (3) 入札方法 一般競争入札
- (4) そ の 他 詳細は入札説明書のとおり

2 入札参加に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に該当するため、熊本県知事又は熊本県内の市町村長が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者
- (4) 熊本県後期高齢者医療広域連合が行う契約等における暴力団等排除措置に関する事務取扱要領第 2 条第 4 号に規定する暴力団等又は第 5 号に規定する暴力団等関係者ではない者
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、事業税その他の国税、県税及び市町村民税（熊本県内に営業所等がない場合は、本社所在地等）の滞納がない者
- (6) 過去 2 年間の間に、国または地方公共団体における、健診受診率向上用ポスター及びリーフレットの作成等業務又はこれに類する業務を 2 回以上にわたって、すべて誠実に履行した者

3 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付

入札説明書の交付は、次のとおり行う。

- (1) 交付期間 令和 8 年 2 月 17 日（火）から令和 8 年 3 月 4 日（水）まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

(2) 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所

熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階
熊本県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健事業班
電話番号 096-368-6777

4 申請書の提出等

本入札の参加希望者は、入札参加申請書の提出に併せて入札参加資格を有することを証明するため、入札説明書に掲げる書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受ける必要がある。提出期間等は、次によるものとする。

- (1) 提出期間 令和8年2月17日(火)から令和8年3月4日(水)までの
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)
- (2) 提出場所 熊本市東区健軍2丁目4番10号
熊本県市町村自治会館2階
熊本県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健事業班
- (3) 提出方法 上記提出場所へ持参又は郵送(郵送の場合は、期限日必着。)
- (4) 提出部数 1部

5 入札説明会

入札説明会は行わない。

6 入札書の提出場所等

(1) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

- ア 日 時 令和8年3月19日(木) 午前10時00分
- イ 場 所 熊本市東区健軍2丁目4番10号
熊本県市町村自治会館2階
熊本県後期高齢者医療広域連合 会議室
- ウ 提出方法 上記入札場所へ持参

(2) 入札書の日付について

入札書の日付は、入札の日を記入すること。

*入札書へ記載した日を記入しないこと。

7 その他

(1) 入札保証金

見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札日までに納入しなければならない。ただし、熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則（以下「契約規則」という。）第4条第2号の規定に該当する場合は免除することができる。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を契約締結のときまでに納入しなければならない。ただし、契約規則第28条第2項第3号の規定に該当する場合は免除することができる。

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 入札の申請者が1者の場合の取扱い

一般競争入札参加申請書提出期限内に申請者が1者の場合であっても、2者以上の場合と同様に、本入札説明書に従って入札させ、かつ、入札金額が予定価格の制限の範囲内である場合には、落札者として決定する。

(5) 契約書の作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きを行い、落札者を決定する。

(7) 入札書の記載金額

入札書に記載された金額にその金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の100分の10に相当する額を入札書に記載すること。

(8) 入札結果の公表

入札参加者全ての商号及び入札価格については、落札者が決定した後、本広域連合のホームページにおいて公表する。